第4章 プランの推進

1. プランの推進体制

(1)小城市男女共同参画推進本部

市長を本部長とする小城市男女共同参画推進本部は、市役所内の推進組織であり、 プランの進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化、男女共同参画社会の 形成を図るため、行政施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2)小城市男女共同参画審議会

小城市男女共同参画審議会は、本市の男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された附属機関として、小城市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること、プランに基づく施策の実施状況に関することを審議します。

2. 市民及び事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現を目指し、プランに基づく施策を総合的かつ効果的に推進するためは、市民、事業者や自主活動を行う CSO 等と連携、協働してプランの推進に努めます。

3. 国・県等との連携

男女共同参画に関する動向については、国・県等との連携に努めるとともに、近隣市町や他自治体との情報交換などから、効果的な施策の推進を図ります。

4. プランの進行管理

男女共同参画社会の実現に向け、5 つの基本目標について令和8年度までの成果目標・数値目標を設定し、目標達成に向けて取組を推進します。成果目標、数値目標及び事業内容について、事業進捗状況等を把握し、男女共同参画審議会に報告するとともに、審議会の意見及び評価等を公表します。